



2026年5月28日

各 位

会社名 東宝株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡宏泰
(コード番号 9602 東証プライム、福岡)
問合せ先 代表取締役副社長執行役員
コーポレート本部長 太古伸幸
(TEL. 03-3591-1218)

取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年6月26日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 73,756株
(3) 処分価額	1株につき1,224円
(4) 処分価額の総額	90,277,344円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※） 4名 40,912株 当社の執行役員 14名 32,844株 ※ 監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年4月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において、本制度に係る報酬を対象取締役に付与することにつき、株主の皆さまにご承認いただいております。

本制度においては、①譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額1億円以内の金銭報酬債権を支給し、対象取締役はそれを現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。対象取締役が、本制度により発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年5万株以内（当社は、2026年3月1日を効力発生日として、当社の普通株式1株につき5株の割合による株式分割を実施したため、当該上限株式数は年25万株以内に増加しております。）とし、②譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。

また、当社は、執行役員制度の導入に伴い、対象取締役のほか、当社の執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に対しても、本制度の適用対象とすることを、2021年3月23日開催の取締役会において決議しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役4名及び執行役員14名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計90,277,344円と引換えに当社の普通株式73,756株（以下「本割当株式」といい、各割当対象者に割り当てられた本割当株式を「本株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2026年2月28日時点）に占める割合は0.009%とその希薄化率は軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を払込期日から当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も退任する日までと設定いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

割当対象者は、2026年6月26日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

割当対象者が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の終結の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も退任した場合、当該退任日の翌日において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（4）クローバック条項

譲渡制限期間の満了日から3年を経過する日までの間に、（i）本役務提供期間に係る当社の第138期事業年度について、当社において重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が当社の取締役会において決議された場合、又は、（ii）割当対象者が当社の取締役又は執行役員として在任した期間中に法令又は本割当契約に違反する等の重大な義務違反があったと当社の取締役会が判断した場合その他当社の取締役会が相当と決定した場合には、当社は、割当対象者に対して、譲

譲渡制限が解除された本株式に相当する数の当社の普通株式の全部若しくは一部の返還又は当該株式に相当する金銭の支払いを請求することができる。

(5) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年5月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,224円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上